社会医療法人仁寿会心の健康づくり規程

1、心の健康づくり活動方針

(1)位置づけ

本実施規程は、厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に従って、社会医療法人仁寿会（以下、当法人）の心の健康づくり活動ならびに労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（以下、「ストレスチェック」）の具体的進め方を定め、もって職員の心の健康づくり及び活気のある職場づくりに取り組むためのものである。

(2)心の健康づくりの目標

職員の心の健康は、職員とその家族の幸福な生活のために、また事業場の生産性及び活気のある職場づくりのために重要な課題であることを認識し、当法人はメンタルヘルス不調への対応だけでなく、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた広い意味での心の健康づくりに取り組む（具体的な年間目標、計画は別紙「心とからだの健康づくり年間計画」参照）。

(3)推進体制

職員、部課長（以下、「管理者」）、事業場内メンタルヘルス推進担当者（衛生管理者等）、事業場内産業保健スタッフ（産業医、保健師）、人事労務部門（仁寿会事務局事務統括部／経営管理課等）、衛生委員会、外部機関がそれぞれの役割を果たす。

(4)推進事項

以下の通り実施する。

ア　相談体制

管理者を含む当法人の職員が相談しやすい相談窓口の設置など、心の健康に関する相談体制の充実を図る。

イ　教育・研修及び情報提供

職員、管理者、事業場内産業保健スタッフ及び人事労務部門がそれぞれの役割を理解し、状況に応じて適切な活動を推進できるように情報提供及び教育・研修の計画的な実施を図る。

ウ　ストレス対策

職員がストレスに気づいて対処できるように、また、職場環境等におけるストレスを減らすように、ストレスチェックをはじめ各種のストレス対策・職場環境改善対策を実施する。

エ　マニュアル等

適宜、心の健康づくりの体制整備やストレスチェックの実施等の進め方を示す文書・マニュアル等を作成・改訂し、全職員に周知・徹底する。

オ　プライバシーへの配慮

職員が安心して活動に取り組めるよう、個人情報の秘密保持に十分配慮する。

２、心の健康づくり推進体制及びストレスチェック実施体制

職員、管理者、事業場内産業保健スタッフ、人事労務部門及び衛生委員会の役割を以下のとおりとする。

ア　職員

職員はストレスや心の健康について理解し、またストレスチェック調査の機会を活用することで、自分のストレスに適切に対処し、必要に応じてストレスチェック結果に基づく保健指導やメンタルヘルス相談を活用すること。

イ　管理者

管理者は、職場の管理者として、ストレスチェックの集団分析結果等に基づく衛生委員会の助言を受けて、職場環境等の改善を通したストレスの軽減、部下からの相談への対応を行う。また、管理者自身も必要に応じて、ストレスチェック及びその結果に基づく面接指導、メンタルヘルス相談を活用する。

ウ　事業場内産業保健スタッフ

管理者を含む職員の活動を支援する。

（ア）事業場内メンタルヘルス推進担当者

原則として衛生管理者がその役割を担うものとし、産業医の助言を得ながら、心の健康づくり計画の企画、立案、評価・改善、教育研修等の実施、関係者の連絡調整などの実務を担当し、ストレスチェックを含めた事業場の心の健康づくり活動を中心的に推進する。

（イ）産業医

・心の健康づくり計画の企画・立案及び評価への協力
・従業員、管理者からの相談への対応と保健指導
・職場環境等の評価と改善によるストレスの軽減（ストレスチェックの集団分析結果等に基づく
ものを含む）
・職員、管理者等に対する情報提供及び教育研修
・外部医療機関等との連絡
・就業上の配慮についての意見（ストレスチェック結果に基づく面接指導の事後措置を含む）

（ウ）保健師等専門職（事業場内メンタルヘルス推進担当者を除く）

産業医と協力して、ストレスチェックを含めた心の健康づくり活動を推進する

エ　人事労務部門

人事労務部管理担当者は、職員、管理者からの相談があれば、その対応を行う。

人事労務管理の担当者は、管理者だけでは対応が困難な問題（職場配置、人事異動等）に対応し、また、労働時間等の改善及び適正配置を行う。

オ　衛生委員会

衛生委員会は、衛生管理者を中心に心の健康づくり計画の策定、評価、環境の改善活動に関わる。また、ストレスチェックを含む心の健康づくり活動が計画どおり進められているか評価を行い、継続的な活動を推進する。

カ ストレスチェック実施者

当法人のストレスチェックの実施に係る以下の業務を行う。実施者は医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士とする。

・ストレスチェック実施の企画・立案及び評価への協力
・ストレスチェック受検者からの相談への対応
・ストレスチェックの集団分析結果等に基づく職場環境等の評価ならびにその結果の事業者への提供
・ストレスチェック受検者に対する情報提供及び教育研修

キ　実施事務従業者

ストレスチェック実施者の指示のもと、書類作成、PC へのストレスチェックのデータ入力などの事務作業を担当する。

3、ストレスチェック実施体制

当法人のストレスチェックの実施要領は別紙「仁寿会版ストレスチェック制度マニュアル」を参照。

4、心の健康づくり計画

メンタルヘルスケアは、中長期的視点に立って、継続的かつ計画的に行われるようにすることが重要であり、また、その推進に当たっては、労働者の意見を聴きつつ事業場の実態に則した取組を行うことが必要である。このため、当法人では衛生委員会等において十分調査審議を行い、心の健康づくり計画を策定することとする。心の健康づくり計画で定めるべき事項は以下のものとする。

①事業者がメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明に関する事
②事業場における心の健康づくりの体制の整備に関する事
③事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスケアの実施に関する事
④メンタルヘルスケアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用に関する事
⑤労働者の健康上の保護に関すること
⑥心の健康づくり計画の実施状況の評価及び計画の見直しに関する事
⑦その他労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること

作成日：平成 30 年 3 月

社会医療法人仁寿会